

門真市空家等対策協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、門真市空家等対策協議会条例（平成29年門真市条例28号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、門真市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等及びその他の事項について協議する。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 4 専門部会に部会長代理を置き、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 専門部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 前項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 10 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、公開するものとする。ただし、審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年 8 月 1 日施行）第 3 条各号に該当すると認められる場合は、会長及び部会長（以下「会長等」という。）は会議に諮って、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議を非公開とする場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 会議の公開又は非公開が決定するまでは、原則非公開にて協議を行う。

(公開の方法等)

第4条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、市民の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 傍聴の定員は10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。
- (3) 会議に際しては、当該会議の会議次第及び会議資料を傍聴者に配布し、退席時に回収するものとする。ただし、会議資料に不開示情報が含まれる場合は、この限りでない。
- (4) 報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。
- (5) 会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、会長等は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

(傍聴の受付等)

第5条 傍聴の受付等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 傍聴の受付は、先着順とし、傍聴希望者が傍聴受付簿に住所、氏名等を記載することにより行う。ただし、多数の傍聴希望者が事前に予想される場合は、抽選によることができる。
- (2) 危険物を携帯している等事前に会議の妨害になると認める場合は、傍聴を禁止することができる。

(会場の秩序維持)

第6条 会長等は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は、傍聴者を退席させる等により会場の秩序維持に努めるものとする。

- (1) 静粛に傍聴し、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議開催の周知)

第7条 公開で行う会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、会

議開催のお知らせ（別記様式）を市情報コーナーに掲示すること等により周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（会議記録の公表等）

第8条 公開した会議の会議録を市情報コーナー等で閲覧に供する等により会議の結果の公表に努めるものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、分掌事務に応じ、まちづくり部都市政策課又は同部建築指導課において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。